

ラストメッセージ事件 (東京地裁7年12月18日)

出版社が休刊又は廃刊となった雑誌の最終号に掲載されたあいさつ文をまとめて掲載した書籍を著作権者の許諾なく発行の差止と損害賠償請求

著作権法の成立後今日までの社会状況の変化を考慮しても、被告書籍における本件記事の利用について、実定法の根拠のないまま被告主張の「フェア・ユース」の法理を適用することこそが正当であるとするような事情は認められない

「ラストメッセージ in 最終号」
286誌の休刊廃刊雑誌

